

[事案 24-163] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 6 月 1 日 和解成立

<事案の概要>

契約時の説明不足や、無権代理人によってなされた契約であるとして、契約を無効とし、既払込保険料から解約返戻金等を差し引いた金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 9 年 11 月に子供保険を締結したが、平成 24 年 5 月、保険料の払込方法の変更依頼をしたところ、保険会社より本契約が元本割れを起こしている等の説明を受けた。この説明を受けてはじめて、本契約の保険料払込総額が、受給する金額よりも多額であることを認識した。下記の理由から、本契約を無効とし、既払込保険料から解約返戻金等を差し引いた金額を支払ってほしい。

- (1) 本契約を貯蓄と認識して加入していたが、契約時に募集人より、本契約が保険であることの説明やリスクの説明、保険料の貯蓄部分と掛捨て部分の内訳の説明等を受けなかった。
- (2) 契約後、アフターフォローでも本契約の内容の説明を受けておらず、質問に対する回答も十分ではなかった。
- (3) そもそも、当時、申込書に署名押印をしていない。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書等により契約内容は説明しており、据置利率等が変動する可能性も記載している。
- (2) 本契約は、満期時や解約時の受取額を保証するものではないため、受取額の合計が既払込保険料を下回ることは説明義務の対象ではない。
- (3) 契約後においても、申立人宛てに契約の状況を説明する資料を送付しており、そもそも契約後に契約内容を説明する法的義務はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法律的根拠

申立人は、そもそも本契約締結に立ち会っておらず、申込書に自署等していないなどと主張していることから、無権代理行為（民法 113 条 1 項）にもとづいて本契約の無効を主張しているものと判断する（なお、本契約は消費者契約法施行前の契約であることから、説明義務違反を理由とした消費者契約法 4 条 2 項による取消しの適用はない）。

2. 無権代理行為について

- (1) 申立人は、事情聴取等において、「申込書」の契約者署名欄の筆跡が自身のものではない、申立人の妻である保険金受取人の名前に誤りがある、「告知書」の署名も申立人の筆跡ではないと主張し、これら「申込書」や「告知書」は、偽造されたものである旨主張しているが、「申込書」や「告知書」の署名の真偽を確認しなければならず、本審査会には鑑

定手続きがないことから、本契約の有効無効を判断することはできない。ただし、申立人自身が契約を締結しておらず、かつ、申立人から本契約申込の代理権を授権していない第三者（無権代理人）によって締結された契約であっても、申立人本人が当該無権代理行為にもとづく契約が有効であることを前提とした行為をした場合には、無権代理行為の追認となり、契約は有効となる（民法 116 条本文）。

(2) 申立人は、本契約を締結するにあたって、申立人の名義を申立人の父親に貸すことを承諾していたことが認められるが、この事実だけでは、申立人が申立人の父親に本契約締結の代理権を授与していたものと認定することは困難である。しかしながら申立人は、①平成 21 年 3 月に保険金受取人名義の変更手続を行っていること、②同月、本契約の保険証券再発行手続を行なっていること、③同月、自らの名前で育英金の給付請求を行っていることなど、いずれも本契約後に、契約が有効であることを前提とした積極的な手続きを自ら行なっていることが認められる。また申立人は、本契約が締結された後、保険証券が申立人名義で送付されてきたため本契約を締結したことを認識したが、これに対し、今まで何らの異議を述べていないことから、本契約が締結されたことを事後的に承認していたものと推認される。

(3) したがって、仮に、本契約が無権代理行為によって締結されていたとしても、申立人によって無権代理行為の追認があったものと認められることから、いずれにしても本契約は有効に成立しているものと認められ、本契約が無効であることを前提とする申立人の主張を認めることはできない。

3. 和解案について

以上のとおり、本申立てには理由がないが、①本契約の受取人である申立人の妻の名前が明らかに誤っているなど、申立人自身が契約手続時に立ち会っていればおよそ考えられない誤りが認められること、②本契約に際し、募集人は申立人と面談して契約内容を必ず説明しなければならぬが、募集人が面談した申立人の父の住居と、申立人の住居とは隣同士であり、また、募集人に申立人を紹介したのは申立人の妹であることから、募集人が父や妹を介して申立人と面談し、本契約の内容を説明することは容易であったにもかかわらず、していないことなど、本契約を締結するにあたって、最低限必要である契約者本人との面談がなされたという事実は認められない。したがって、契約者本人である申立人と面談すらすることなく本契約を締結させた本募集行為は、不適切であったといわざるを得ない。